平成２６年（フ）第１８０８号
東京都江戸川区北小岩４丁目28番10号
破産者　有限会社横山工業
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８１４号
東京都目黒区自由が丘１―29―１　Ｂ１、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区八雲１丁目３番１号
破産者　株式会社ブランブリエ
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８１５号
東京都目黒区中根１丁目11―６―107
破産者　阿部　理重
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８１９号
東京都中央区築地４丁目10番16号　築地ＭＳビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都東久留米市本町２丁目13番12号メゾンオギ201号
破産者　株式会社ジエブワークス
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８２８号
東京都渋谷区上原１丁目18番13―104号
破産者　株式会社大久保
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３３２号
東京都町田市成瀬２丁目13―３　ポプラケ丘コープ３―201
破産者　山本　千鶴
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３５２号
東京都立川市上砂町５丁目31―２―203
破産者　小島　良教
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４４６号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目34―７　河西方202
破産者　瀧　　綾子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０２号
東京都豊島区南長崎５丁目４―１―201
破産者　クレ建設こと　小暮　信高
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５４５号
東京都品川区大井２丁目27―24―1203
破産者　二村　慈哉
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５６６号
東京都板橋区板橋２丁目３―２―505
破産者　宮内　あい
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５７６号
東京都小金井市中町２丁目18―23―305
破産者　青山由理子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１７号
東京都東大和市奈良橋２丁目356―29
破産者　河内　一郎
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１８号
東京都東大和市奈良橋２丁目356―29
破産者　河内　節子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６７９号
東京都台東区三筋２丁目８―４―1001、住民票上の住所東京都台東区三筋２丁目８―４
破産者　箕輪　尊成
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５６号
東京都東村山市秋津町２丁目19―７―402
破産者　麻生　俊介
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７５号
埼玉県草加市北谷１丁目６―10―201
破産者　齊木　康夫
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９７号
東京都江戸川区東葛西８丁目４―９―102
破産者　別部　秀幸
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８３５号
埼玉県上尾市大字大谷本郷889番地
破産者　大窟　　豊
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８５２号
東京都豊島区北大塚３丁目６―４―102
破産者　伊藤　　隆
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部